

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	平成30年9月6日（木）午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	佐藤 茂	副委員長	松本 正美
	委員	板倉 浩幸	委員	飯田 雅広
	委員	石原 裕介	委員	戸谷 裕治
	委員	高阪 康彦		
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため出席した者	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	総務部長	岡村 智彦	総務部長兼 総務課長	浅野 幸司
	税務課長	鈴木 孝治	民生部長	寺西 孝
	民生部長兼 健康推進課長	佐藤 正浩	住民課長	中村 和恵
	介護支援課 支援長	戸谷 政司	環境課長	石原 己樹
	教育長	石垣 武雄	教育部長兼 教育課長	鈴木 敬
	生涯学習課 学習長	松井 督人		
職務のため出席した者	議長	奥田 信宏	議事務局長	小島 昌己
	書記	飯田 和泉	主任	戸崎 智信
付託事件	議案第38号 表彰について 議案第39号 蟹江町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について 議案第40号 蟹江町介護保険条例の一部改正について			

○委員長 佐藤 茂君

皆さん、おはようございます。

少しまだ、ちょっと時間、早いですけれども、皆さんおそろいになっていますので、始めさせていただきますと思います。

総務民生常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただき、ありがとうございます。

本日は、付託案件の審査終了後、理事者が退席後、所管事務調査をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されております案件は3件であります。座って進めさせていただきます。

審査に先立ち、町長よりご挨拶をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるよう、よろしく願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、議案第38号「表彰について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますでしょうか。

○総務部長 岡村智彦君

補足説明はございません。ご審議のほど、よろしく願いします。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

何か、質疑はございませんでしょうか。

○委員 戸谷裕治君

すみません、表彰のことでお聞きしますけれども、賞罰ありとかという場合は、ほとんど対象にはなってきませんよね、そういう場合は。ですから、そういう以外の人たちばかりですよ、ちゃんとした。それは一応聞いておかないと、この前のように、今、一番、100万円の寄附の方のように賞罰ありのような言い方をされるとおかしいんじゃないかなと思っちゃうので。あの方は全然関係ないから、賞罰も何も。それだけお尋ねしておきます。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

では、ご質問の経緯にお答えいたします。

賞罰とか、あと税の滞納です、そこら辺のところも事前に調査をいたしまして、表彰審査委員会に諮っております。ちなみに、表彰審査委員会のほう、過日7月27日金曜日に開催しておりますけれども、それ以前にしっかりそこら辺はお調べした上で、こちらのほうにご審議をお願いしておる状況でございます。

以上でございます。

○委員 飯田雅広君

3ページの(3)の、地域振興の2条5号適用のところなんですけれども、ここ多分、去年も板倉さんとか戸谷さんが、たしか聞いていましたし、その前の年も中村さんがたしか聞いていたと思うんですけれども、何か結局、条例には明確な基準はなくて、内規で20年であるというようなお話だったかと思います。

町内会の推薦で、その前に、町内会の中で、どの人がどうだというふうにもまれるということですので、ちゃんとした人が出てくるというようなお話だったかと思うんですけれども、とはいえ、漏れとかやはりあるんじゃないかなというのがあるのと、例えば、町内会費を払ってない方とか、例えばいるじゃないですか。きちんと、何というんですか、明確な、とにかく払いたくないとかじゃなくて、例えば町内会のお金の使い方とか、そういうもので話をしている、ちょっとトラブルになって払いたくないというような方が、例えばいらっしゃったとしても、その方がきちんとボランティア活動とかされている方だとしたらどうなるんですか。町内会である意味、ちょっと言葉は悪いですけども嫌われているとしたら出てこないじゃない、ここに。でも、ちゃんとやっていますよね、そのボランティアとか。そういう方ってどうなってくるんですか。結局町内会と仲よくやっている人がここに残ってくるというようなになったら、やはりおかしいと思うんですよ。その町内会でもまれるという話なんですけれども。

ですので、そういう方、どうなってくるのかなというのと、もう少し、住民誰でも、この人どうですかというような、そういう仕組みなのかな。そういうふうじゃないんだったら、そういうふうになったほうがいいんじゃないのかなとかというのを思うんですけれども、そのあたり、いかがでしょうか。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

ご質問の件にお答えいたします。

今、飯田委員のお尋ねの件につきましては、今回、地域振興で3名の方が候補に挙がっております。こちら、3ページに書いてございます、事績に書いてございますように、多年にわたり自治会役員を歴任し、地域の安定及び振興に多大な貢献をしたというところの事績事項でございます。

いずれもこれ、地元のそういった町内会、嘱託員の方からしっかりと地元で精査した上で推薦書が上がってくるものでございます。中身の功績の内容としましては、各地元それぞれいろんな、先ほどおっしゃったボランティアもそうですし、いろんな役員が、役がございませぬけれども、そういうのをしっかりと長期間やられまして、地元の町内会に多大な貢献をされておるというところでございます。

町内会費等の未納とか、地元で嫌われ者とか、そこら辺もあるかもわかりませんが、いずれにしてもこういった嘱託員、いわゆる非常勤の特別職として町長が委嘱しております嘱託員の方から正式にしっかりとご推薦をいただく形をとっておりますので、そこら辺は、地元でそういった功績があるというところで、町としては判断しているというところでございます。

以上でございます。

○委員 飯田雅広君

いろいろ難しいと思うんですけれども、なるべく不公平感がないような形にさせていただけたらというふうに思います。

○委員 板倉浩幸君

5番の税務相談のことでちょっとお伺いしたいんですけれども、棚橋税理士だと思います。多年にわたりということ、先ほどの飯田議員の地域振興もそうなんですけれども、ちょっとこれ、多年という、確認なんですけれども、多年の年数と、実際にじゃ、無料できょうも電話相談を受けていると思うんですけれども、この方に対して報酬があるのかないのか、その点をお願いいたします。

○税務課長 鈴木孝治君

棚橋先生ですけれども、こちらの残っている資料ですと、昭和63年4月から始めてもらっております。ことしで31年目になります。30年たったところです。報酬のほうは無償でやっております。報酬はございません。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

あと、確認して、納税相談を受けて、相談を受けて、周知と納税意欲を高揚させたという、多大な貢献をしたとなっているんですけれども、実績のほうで。ある方が、ちょっと滞納して相談に行ったら、納付して当たり前なような相談の内容でした。ちょっと僕のところに来たんですけれども、そのような滞納している人に、実際に本来は納税意識の高揚を、そういう人が特に、1人だけしていただく必要があると思うんですけれども、ちょっとその辺、対応が悪かったということで、ちょっと多大な貢献をしたということに、ちょっと疑問があるんですけれども、ちょっとどうなんですか。

○税務課長 鈴木孝治君

普段、こちらのほうにご報告が上がってくるんですけども、こういったご相談があったという。大体が相続税ですとか、譲渡所得ですとか、そういったご相談が多いように見ております。

滞納の相談というのは何も、例えば町税なのか国税なのかちょっとわかりませんが、何の滞納をされているか、わからないんですが、ここの税務相談の会場では、ちょっとそういった相談というよりは、もし滞納という相談があれば、その滞納している、例えば町であれば税務課ですとか、国税であれば税務署ですとか、そういったところに直接相談をされたほうがよろしいかなとは思っております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

その方も、ちょっとどこへ相談に行っていないかわからなかったもので、多分行ったかと思うんですよ。この棚橋さんにも、今後です、そういうような相談があったら、確かに相続税とか、その辺の相談が多分多いと思うんですよ。ちょっと場違いなところに来やがったなと思ったと思うんですよ。そういうときで、ちょっと役場の税務課のほうにちゃんと相談してくださいよと、ちゃんと親身になって相談してくれますと、そのような対応がしてほしかったなということです。その辺も、先生にもよろしくお願いします。

○委員長 佐藤 茂君

要望と言ったかな。

○委員 板倉浩幸君

ええ。

○委員 高阪康彦君

私も聞こうと思ったんですけども、3番の地域振興のこと、今、飯田君が聞いてくれたんですけども、これ町内会の中から推薦があった場合に、基本的に、ほとんど全部取り上げるということなのか、それとも内規か何かがあって、中で誰が取捨選択というのかね、例えば、今年なんかは何人あったか知らんけれども、推薦が、3人出ているんですけども、実際はどうなっているか、ちょっと教えてください。選考するに当たって、基本的には町内会長さんが出された者は全部対象するんだとか、今言ったように多少内規があるんだろうけれども、誰が判断しているのか。例えば、ことし何人やって、3人だとかいう。それ、わかれば教えてください。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

地域振興の推薦者の方ということで、選考につきましては、町で把握しております履歴、いわゆる公職履歴のほうをしっかりと確認しております。地元のいろいろ役員をやられておられる部分につきましては、町のほうで把握していない部分もございますけれども、そちらのほうもしっかり個々の推薦者の嘱託員の方に確認を一個一個詰めまして、最終的に推薦

書として、こういうところに表彰の審査委員会等々にお諮りをお願いするところでございます。

今回、過去もそうなんですけれども、原則、実は以前ありましたのは、ちょっと基準年数に足らなかったというのがありまして、ご遠慮いただいたところも実は町の審査、私どもの審査におきまして、年数にちょっと満たないという判断をしまして、今回、その年は見送ったというところも過去にございました。したがって、しっかりそこら辺は、ただ町内会から出されるがままのところでお取り扱いというのはしてないという状況でございます。

今回は、すいません、3件推薦ですけれども、実際、事前にいろんな推薦書が出てくる前に、総務課のほうにいろいろ各嘱託員様のほうからお尋ねをいただきます。そういうお尋ねをいただいて、最終的に書類として出てきたのが、このほかにあったかどうか、私としては今、承知しておりませんが、かなり毎年、嘱託員様からのお尋ねはございます。口頭もしくは来庁されまして、ここ、こうだけれども、どうだということのお尋ねは毎回ございます。書類提出で上がってくるのは最終的に行けるだろうということの判断も含めて書面として出していただいて、だめだということは非常に地元としてもちょっと難しい部分がありますので、書面として上がる前にいろんなお尋ねを受けておるというところでございます。

以上でございます。

○委員 高阪康彦君

だから、今回、その書面として出されたのは何件あったかということを知っているの。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

書面として上がったのはこの3件だけでございます。

以上でございます。

○委員長 佐藤 茂君

他にございませんでしょうか。

(なしの声あり)

それでは、他に質疑がないので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

それでは、討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することに異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。異議なしと声がありましたので、異議なしと認めます。したがって議案第38号「表彰について」は、原案のとおり決定いたしました。

それでは続きまして、議案第39号「蟹江町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例

の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○民生部長 寺西 孝君

補足説明はございませんが、今、説明者が控席におりますので、すみません、ちょっと席をかわってもらいます、すみません。

(「ここかわろうか」「退席」の声あり)

○委員長 佐藤 茂君

退席か。退席はするということですね。そういうことですね、はい、わかりました。みんな帰っちゃうわけ。

(「みんな帰っちゃうんだ」の声あり)

暫時休憩しますか。

○民生部長 寺西 孝君

改めまして、補足説明はございませんので、よろしく願いいたします。

○委員長 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

すみません、いろいろちょっとありました、ご迷惑かけました。

それでは、戻りたいと思います。

それでは、民生部のほうからは補足説明がないということでございますので、ただちに質疑に入りたいと思います。何かございませんでしょうか。

○委員 戸谷裕治君

昨日の全協でいろいろ話、出ていましたんですけども、かかわってくる話だと思っんですけども、どこやっているの。

○委員長 佐藤 茂君

39だろう。

○委員 戸谷裕治君

39でしょう。福祉センターのほうでしょう。これ間違っに入って来たということでしょう。

(「福祉センターですよ」の声あり)

そうそう、福祉センターでしょう。福祉センター出してあったから急に違うやつが入ってきたもので。これ、きのうも行政側から使い道とか、いろんなことを、いろんな話が出てきて、結論が出ていないというようなことがあるもので、一旦は総合福祉センターを休館にしちゃうと。それによって条例変更しておかないとだめだということですよ。だけれども、その後、何も考えていませんというような、まだわかりませんというような。どういうふうを考えているの。ちょっとそれ聞かせてください。

○民生部長 寺西 孝君

私どもといたしましては、今一旦ここで、9月27日をもって閉館をさせていただくんですけれども、1つの方法として、施設の有効的な利用を検討しておりまして、きのう、町長のほうから答弁ございましたけれども、ボランティア団体の方に使っていただくとか、町の協働まちづくりという観点でいろんな団体さんいらっしゃいますので、もし、ご利用のご要望があれば応えるのも一つの方法であるなというところで今、検討しておりますところでございます。

以上でございます。

○委員 戸谷裕治君

そういう団体さんにお使い願うのはいいんだと思うんですけれども、結局、費用の部分とか、ボランティアという、どういうぐあいにこれから、そのボランティア団体が使われるときに費用をいただくのとか、そういうのが問題になってくるでしょう。そういうことは、どういう具合にされていくのかなど。

○町長 横江淳一君

きのう、答弁させていただいたのは、まだ本当に考えていないじゃなくて、実は考えているんです。ただ、今、発表できる段階にないということだけご理解いただきたいと思います。それで今、戸谷委員ご質問の、そのボランティアとしてどうやって、やっていくかということも今後も含めて、あれを維持管理するのは当然お金がかかります。ちょっとお話をさせていただきましたが、本館の浄化槽が今の体育館の浄化槽と兼用しております。それと、キュービクルが、小さいキュービクルですけども、撤去してもいいようなんですけれども、やはりそれにもお金がかかりますので、それを撤去する間というのが、使う間、何とか今現在も、国際交流の会と、それから夢案内人の皆さん、それからあとキーバの皆さんに、実はお使いをいただいております。ただ、管理は福祉センターでその管理をしておりましてので一銭のお金もいただいておりますが、今回、一応これで総合福祉センターを切りますので、今回やるとすると、皆さんに委託をして、委託料をお払いして、例えば町でいろんなことをやって、いただけませんかとか、そういうことをちょっと投げかけてみたいなど。この議会終了前後、多分、終わってからになると思いますけれども、早急に返事をいただこうというように今、思っております。

あともう一つ、これも蟹江町の、まだまだこれも決まっていない部分、ここではちょっとまだ、なかなか差し控えさせていただきますけれども、考えたこと、ちょっとあるにはあるんです。ただ、そうはいつでも、先ほど言いますように、今現在、今回のアンケートは全く関係ない、泉人が10月にオープンをいたします。そこで、有料ボランティアの方からも活躍の場所が、実は、あそこにあります、ひよっとしたらスペースが足りないというご要望があるかもしれませんので、そちらのほうにもちょっとキャパを残したいということがあって、オープンしてちょっとぐらいいは様子を見たいということも実は、私自身も思っております。

ただ、あのまますぐ壊すということは、実は考えておりませんので、最低限、1年程度は何とか存続をするべく、使い方を考えたいという、思っておりますので、その程度でよろしくお願いしたいと思います。

○委員 戸谷裕治君

そうしますと、お風呂は切るということですよ、まず。

(「そうです」の声あり)

お風呂はもう、止めちゃうということで、一切使わないようにすると。それで、お風呂はこちらのほう。きのうも少し、その件でお話ししたんですけれども、泉人のことで。かかわってくる話ですから、そちらをやめられて、そちらのほうのご老人たち、高齢者の方がこっちに移ってくるということですから、ただ、せっかくだったら若手も多世代という名前がつく以上、若手もやはりちゃんとお風呂に入れるような、使う日が決められていないとおかしいと思うもので、だから、隔週の土、日、土、日とかを、土曜日が若手、高齢者、日曜日が。次の土曜日が高齢者で、日曜日が若手とか。そういう何か使えるようなことを考えていかないと、多世代という名前がおかしくなっていくと思いますから。きのう、どこがメインになるのといったら、全部メインだとおっしゃったけれども、メインとか、多世代というのはそれぞれが、みんなが交流するという意味でつくられたやつだから。だから、メインが、高齢者がお風呂に入る場所になっちゃうといかんもんで、そういうことがあってもいいんじゃないかなと思っております。これとはちょっと附随した話になりましたけれども。

以上です。

何か答えますか。

○民生部長 寺西 孝君

はい、かしこまりました。検討してまいります。ありがとうございます。

○委員 板倉浩幸君

戸谷議員が、今の、多世代のことは聞いてくれましたので、そもそもの、この議案なんですけれども、多世代ができるということで、今の老人福祉センターの本館の関係の議案だと思うんですけれども、名前、総合福祉センターを福祉センターに名前の変更ということで、今ある分館をそれぞれの福祉センターにすることだと思うんですけれども、これ総合福祉センターと老人福祉センター、何が違うのかよくわかんないんですが、その点、ありましたら、お願いします。

○介護支援課長 戸谷政司君

ご質問にお答えさせていただきます。

蟹江町の福祉センター本館の部分でございますが、過去に敷地全体を総じて総合福祉センターという名称をつけさせていただいておりました。福祉センターの本館自体の名称といたしましては、老人福祉センターというところで運営をしてまいりました。現状のところ、

ちょっと条例のほうがまず合わないというのもございまして、今回、本館を廃止かけることに伴いまして、それぞれ福祉センター、分館という名前をついとしたものを福祉センター新蟹江と、舟入、学戸というふうにそれぞれ改めさせてもらって整理をさせていただいたというところのものでございます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

今、答弁あったように、総合福祉センターってあまり聞きなれなかったんですよ。福祉センター本館、老人福祉センター本館と分館とか聞いていたんです。え、何で総合なんか、そんな名前あったのかなと思ってちょっと聞いたんです。

○介護支援課長 戸谷政司君

昔、福祉センターの部分で、町営でデイサービスセンターとか、体育館のほうも福祉センターとつながっていたというところ、勤労者体育センターというところで、県の施設でしたんですけれども、その全体を称して総合福祉センターという名称をつけておりました。

時代とともにちょっと使い方が若干変わっていったところはあるんですけれども、ちょっと条例のほうの整備が追いついておりませんで、総合福祉センターという名称が残ったままになっておりましたので、今回ちょっと改めて、老人福祉センターというところで整理させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○委員 戸谷裕治君

最後に1つ、お聞きしたいんですけれども、この条例を廃止しますよね。廃止して、今の現状の、これからどう使われるかわからない、建物に対して。どういう名目で貸し出していくの、今度は。

○介護支援課長 戸谷政司君

とりあえず、今回、福祉センターとしての利用はないということで廃止をさせていただくというところでございます。今度の新しく、どういう形で使うかによっては、新たに条例制定が必要なものについては条例を新たに制定したいというところの整理も必要になってくると思いますので、使い道と利用のところが決まった後に、またその辺を含めてちょっと整理させていただくというような形になるかとは思いますが。

○委員 戸谷裕治君

当然ですよ。さっき、町長がおっしゃったように、ボランティア団体が使われるにしろ、何にしろ条例制定はしていただかないと、誰でも使えるダアダアのところかというような話になっちゃうもので、そこら辺は考えてやっていただきたいと思います。

○委員長 佐藤 茂君

それじゃ、いいですか。

はい、他にございませんでしょうか。

(なしの声あり)

それでは、他に質疑がないようでありますので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないですので、討論を終結して原案のとおり決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。

異議なしと声がございましたので、異議なしと認めます。

したがって、議案第39号「蟹江町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

それでは次に、議案第40号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○民生部長 寺西 孝君

補足説明はございません。審議のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

それでは、補足説明がないようですので、直ちに質疑に入りたいと思います。

何かございませんでしょうか。

○委員 板倉浩幸君

この、今回の介護条例の一部改正なんですけれども、提案理由として、介護保険の算定基準の合計所得の長期譲渡と短期譲渡の特別控除したとなっているんですけれども、その辺はわかるんですけれども、具体的にもう少し詳しく、何がどう改めるのか、長期譲渡所得、短期譲渡所得はあるんですけれども、もうちょっと詳しく説明をお願いいたします。

○介護支援課長 戸谷政司君

今、ご質問がございました、ちょっと具体的な内容というところでございますが、条例の中にちょっと書かせていただいております租税特別措置法の条例がずらっと並んでおるんですけれども、ここが該当する部分になっております。

具体的な内容といたしまして、1つ目としまして、収用交換等のために、土地等を譲渡した場合、5,000万円最大というところが、33条の4というところで規定されております。2番目といたしまして、特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業のために土地を譲渡した場合、こちらのほうが最大2,000万円。3つ目といたしまして、特定住所地造成事業等のために土地を譲渡した場合の1,500万円。4つ目といたしまして、農地保有の合理

化等のために農地等を売却した場合、最大800万円。5つ目といたしまして、居住用の財産を譲渡した場合、最大3,000万円。6つ目といたしまして、特定の土地（平成21年及び22年に取得した土地等であって、所有期間が5年を超えるもの）を譲渡した場合は1,000万円最大というようなところでございます。

最後に、特例といたしまして、先ほど申し上げました1番から6番の中で、2つ以上の適用を受ける場合は、最大5,000万円の控除になるというところのものでございます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

何かよくわからない。多分というか、合計所得の要件の見直しだと思うんですけども、高齢者がどうしても自宅を売らなければならなかった場合に、売却したときに、今までだとその分、所得が上乘せされ、介護保険料も高くなったということの改正だと思うんですよ。それをおかしいんじゃないかということで、介護保険の保険料の急激な値上げに対処するための改正ですよ。この点については、もっと前にやるべきだったと思うんですけども、そこで、そうなってくると、土地はそうなんですけれども、株式の譲渡ってどうなっているんですか。

○介護支援課長 戸谷政司君

今回、これ介護保険法、平成29年7月のところを出ている条項で改正に伴うものでございます。基本的に今、ご質問のございました株式の譲渡等については、ちょっと該当がないというところで、今回のものにつきましては、土地を売った場合に一時所得したとして上がったものを合計所得金額から抜くよというところのものでございます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

譲渡所得って、長期と短期と、それしか書いてないので、株式はどうなるのかなと思ってちょっと聞いたんですけども、今回、特に土地等の売却が対象になるということでもいいんですけども、これ平成30年度分の介護保険料から適用するというので、実際、この適用を受ける人がどのぐらいいるのか、いないのか、ちょっとわかんないんですけども、対象、蟹江町にもいるのか、把握しているのか。

○介護支援課長 戸谷政司君

今のご質問で、ちょっと対象者がどのぐらいいるのかとか、どの方が対象になるかというところについては、ちょっと税の申告等のお話になってしまいますので、当然、税の情報は介護保険法、介護保険料の算定でお使いはさせていただくんですけども、そこまで細かく現物審査をして、この方が該当というところの判断で、件数等はちょっと把握していないのが現状でございます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

確定申告で所得確定するというところで、実際にはもう8月でどのぐらい対象者が申告ももう5カ月も前ですので、どのぐらい対象者がいるのかというのは、把握ができると思うんですよ。ちょっとその辺、実際にできないのか。実際に、どのぐらいこの適用を受けて介護保険料の対象になるのかということをおっしゃって、ある程度は把握しておいてもいいんじゃないかなと思っております。

○介護支援課長 戸谷政司君

基本的に、税の情報、介護保険のほうに適用させていただくんですけども、基本的に、介護保険料の算定をする中で、合計所得金額という項目がございますので、そちらのほうを基本的に反映させるというところで、その以前のちょっと計算方法で、どういう計算でここになったかというところのお話になると、対象の方を全て1件ずつ見て、この方というところで拾い上げないかというところになりますので、ちょっと税務課のほうとしては、そういう譲渡、こういうのに該当する方が見えるというのはある程度わかるかもしれないんですけども、ちょっと介護の担当としてそこまで把握するのはちょっと難しいかなというところで思っております。

以上でございます。

○副町長 河瀬広幸君

今、担当が申しましたように、なかなか数のほうは難しいと思っておりますが、介護保険料にかかわる話でありますので、対象は40才以上がひとつですね、ただ、土地の譲渡所得、なぜこれ発生しましたかというのと、東日本大震災、これが発生したときに、集団移転等が余儀なくされました。そうすると土地は買収されますので、その買収された金額が即、介護保険料に反映されますので、それではいけないということで、そう考えて税法上の改正があつて、保険が高額にならないように長期譲渡、短期譲渡、土地に関しての特別控除の適用を今回、介護保険でやるということで決まったというのが流れでありますので、これからただ、被災地だけではなくて、全国的にこういう土地の公共用地の買収ありますので、その場合も該当しますので、ただ数的にはこれから把握してくるなというふうに思っておりますので、この改正の趣旨だけはそういうことを基本に改正されたということだけご承知をいただけたらと思っております。

○委員 飯田雅広君

すみません、不勉強で申しわけないんですけども、合計所得金額から譲渡所得に関する特別控除額を控除してということなんですけれども、通常、普通に税金計算する場合に、例えば、事業所得とかあれば売り上げから経費を引いて出た所得に譲渡所得を乗せますよね、例えば、譲渡所得は売った金額があつて、土地売ったとして、土地買った分が経費で引きますよね、当然。でも、相続だったら5%とかは引く。差し引き、引いた分の残りからまた特

別控除しますよね、普通。残った所得が譲渡所得ですよね。だから、その計算をしていくと、そこからまたさらに特別控除を引くということですか。普通の税金計算の所得の計算の仕方と違うということでもいいんですか。おかしいこと言っています。その計算でいいんですよね。

○民生部長 寺西 孝君

飯田委員のご質問でございますけれども、通常の所得、確定申告等やるときの計算と全く同じということで大丈夫でございます。お願いいたします。売った金額があつて、譲渡した価格があつて、それから費用を引いて、さらに3,000万円控除、5,000万円控除引いた額が。

○委員 飯田雅広君

所得ですよね。それで合計所得になりますよね。

○民生部長 寺西 孝君

そうです、そこに乗ってくるということですので、先に引くというのか。

○委員 飯田雅広君

新たに引く。

○民生部長 寺西 孝君

合計を出して、そこから5,000万円を引くのではなくて、譲渡の部分で3,000万円控除の適用するだけ、普通の計算と同じ。

○委員 飯田雅広君

例えば、収用されるじゃないですか。例えば収用されて、その2,000万円ぐらいの数字の収用対策、そこにたしか、収用だと3,000万円でしたっけ。

○民生部長 寺西 孝君

5,000万円だったり。

○委員 飯田雅広君

そうすると、譲渡所得ゼロじゃないですか。そうすると、例えば、年金だけだったら年金所得だけで税金かかってくるじゃないですか。そうすると、その人の介護保険料の算定基礎となる合計所得というのは年金だけという見方でいいということですよね。特別控除額というのは当然、控除してあるんじゃないですか、最初からという疑問なんですけれども。

○民生部長 寺西 孝君

私もちょっと不慣れで申しわけないんですけども、以前、国保税でもそうでしたけれども、特別控除前で税金計算をさせていただいておって、非常に町民の皆様からご批判を受けた記憶が実はございます。というのは、今、るる説明させていただいたんですけども、町が道路拡張、拡幅とかで買収させていただいたにもかかわらず、今までは特別控除前で税金計算をさせていただいていたので、町にこれだけ協力してあげたのに、何で俺の税金はマックスに行っちゃうんだというご批判を大変頂戴していたというところでございます。

これもその例であると思しますので、そういったことでご理解いただけると助かります。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

ちょっと今の飯田君の。申告自体は別に変わるわけじゃないですよ。そうですね、控除も変わるわけじゃなくて、最終的に譲渡、今みたいにゼロになった場合は別に変わらないですけども、長期と短期で所得的に出ちゃった場合は加味するということで、加味というのか、出た分をもう少し何とかしようということなんですよ。何とかしようというか。

○民生部長 寺西 孝君

通常、土地の売買あたりしますと、分離申告になりますので、土地分は土地分、一般所得は所得分となりますので、ちょっとそこでの損益通算はちょっと発生してこないと思います。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

あくまでも土地だけだよ。

○民生部長 寺西 孝君

そうです。

○委員 板倉浩幸君

分離課税だから。

○委員 高阪康彦君

具体的に今、副町長が言った、その災害のときにできたのは別にして、前の話。これは、これから特別控除を引くというようなんだけれども、例えば、具体的に、ある人が自分の持ち家を売ったと、2,000万円。普通3,000万円なもので税金ゼロだがね。その場合、その2,000万円という所得はその年度に2,000万円、金が入るわけでしょう。だけど、全額、税金を払わなくてもいいわけだ、とりあえず3,000万円という特別控除があるので。今まではその2,000万円を上乗せして、その介護保険のほうにこれ放りこんでいるわけ、2,000万円。

○民生部長 寺西 孝君

そうです。

○委員 高阪康彦君

本当はゼロだけど、その2,000万円は入っているんだ、その人のお金。それをその人の介護保険の所得に入れて計算していると、がばんとふえてしまう。

○民生部長 寺西 孝君

そうです、控除前で見えるものですから。

○委員 高阪康彦君

それを今、ことしの40号からは特別控除を考えてやりますよということになったわけですね。今までは、全部入っていたわけ、所得に。入ったというか、1年間は我慢せないか

んかったな。それがたまたま震災のときにそういうきっかけになって、こういう法律ができたということの理解。

○民生部長 寺西 孝君

はい。

○委員 高阪康彦君

今までは全部、申告と関係なくて、所得があれば全部所得に。

○民生部長 寺西 孝君

はい、特別控除前で見ると、生の額で見ると。

○委員 高阪康彦君

そう、大体理解した。

○委員長 佐藤 茂君

どうですか、後は。よろしかったですか。いいですか。

じゃ、いろいろ話がたくさん出ましたので、これで質疑はないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の方の発言を許します。

(なしの声あり)

それでは、討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。

異議なしという言葉が出ましたので、それでは異議なしと認めます。したがって、議案第40号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」は、原案のとおり決定をいたしました。どうもありがとうございました。

以上で、本日、付託されました案件は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成につきましては、私にご一任いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは総務民生常任委員会の審査を終わります。

どうもありがとうございました。

(午前9時46分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 佐藤 茂